

## 株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2025 年 10 月 15 日

売れるネット広告社グループ株式会社

2025年10月15日

## 株式交付に係る事後開示書面

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号  
売れるネット広告社グループ株式会社  
代表取締役社長CEO 加藤公一レオ

売れるネット広告社グループ株式会社（以下「売れるネット広告社グループ」といいます。）は、2025年8月27日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2025年10月15日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、売れるネット広告社グループを株式交付親会社とし、株式会社SOBAプロジェクト（以下「SOBAプロジェクト」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は以下のとおりです。

### 1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2025年10月15日

### 2. 株式交付親会社に関する事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

#### （1）会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

#### （2）会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

##### ① 反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）

売れるネット広告社グループは、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2025年8月28日付で当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるSOBAプロジェクトの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、売れるネット広告社グループに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

##### ② 債権者の異議（会社法第816条の8）

売れるネット広告社グループは、会社法第816条の8の規定に基づき、2025年9月9日付の官報及び電子公告で公告を行いましたが、異議申述期限である同年10月9

日までに異議を述べた債権者はおりませんでした

3. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

本株式交付に際して売れるネット広告社グループが譲り受けた SOBA プロジェクトの株式の数は、2,348 株です。

4. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項第 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

（1）売れるネット広告社グループは会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定に基づき、簡易株式交付の手続きにより株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対の意思表示をした売れるネット広告社グループの株主はありませんでした。

（2）本株式交付により増加する売れるネット広告社グループの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

本株式交付では資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の 2 に従い、別途定める。

以上